

教員の給与・休暇制度 - ホントのところ -



給与制度の基本

1. 給料月額が段階的に(職務の級に応じて)決められています。
2. 「教職調整額」や「給料の調整額」が支給されます。
3. 要件に該当すれば、手当が支給されます。
4. 前年度の勤務成績に基づき昇給します。

(教育職給料表)



- ※ 「教職調整額」は、校長、副校長以外の教員に支給されます。
- ※ 「給料の調整額」は、特別支援教育に従事するものに支給されます。

どんな手当をもらえるの？

令和 5 年 4 月 1 日現在

手当名	概要
地域手当	23区、多摩地域に在勤する場合は、給料の月額(給料月額+教職調整額(+給料の調整額))と扶養手当、管理職手当の合計額の20%が支給されます。 ※都外地域(千葉県、静岡県)は12%、島しょ地域は0%(都外地域及び島しょ地域の新規採用者には特例があります。)
扶養手当	扶養親族のある職員に生計費の一助として扶養親族1名につき3,000円～13,000円が支給されます。 ※扶養親族(年収130万円未満)の生計を主として職員が維持している場合に支給されます。
住居手当	住居費の一部を補助するために15,000円が支給されます。 ※35歳未満、世帯主等、賃貸借契約の契約者、15,000円以上の家賃の支払いという要件を全て満たしている職員に支給されます。
期末手当 (民間のボーナスに相当するもの)	6月、12月に1.20か月(合計2.40か月)分が支給されます。 ※校長、副校長はそれぞれ1.00か月(合計2.00か月)が支給されます。
勤勉手当 (民間のボーナスに相当するもの)	6月、12月に職員の勤務成績(成績率)に応じて支給されます。(成績率調整前はそれぞれ1.075か月(合計2.15か月)) ※校長、副校長は1.275か月(合計2.55か月)

※上記は主な手当を紹介しています。上記のほかに通勤手当など様々な手当があります。

実際の年収ってどれくらい？

令和 5 年 4 月 1 日現在

- 1年目(2級職)の年収:約387万円 (うちボーナス 約81万円)
- 5年目(2級職)の年収:約486万円 (うちボーナス 約130万円)
- 10年目(3級職)の年収:約586万円 (うちボーナス 約161万円)
- 15年目(4級職)の年収:約721万円 (うちボーナス 約201万円)

- ※ 2級職は教諭、3級職は主任教諭、4級職は主幹・指導教諭
- ※ 10年目、15年目は、制度上の最速で昇任した場合の年収
- ※ ボーナスは期末手当・勤勉手当の合計額





どんな休暇があるのか教えて！

休暇とは、職員が承認を得て、勤務することを一時的に免除される勤務条件上の制度です。

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(17種類)、介護休暇の4種類があります。

■ 年次有給休暇の一人あたりの平均取得日数



特別休暇はどんな休暇？

特別の事情により、勤務しないことが相当である場合に取得できる休暇になります。主な特別休暇を紹介します。



令和5年4月1日現在

	特別休暇名	概要
妊娠中	妊娠出産休暇	産前は6週間以上、産後は8週間以上の休暇が取得できます。ただし通算で16週間以内になります。
	妊娠症状対応休暇	妊娠の全期間を対象として、10日以内の休暇が取得できます。
	母子保健健診休暇	妊娠中に9回以内と出産後に1回又は、妊娠中に10回以内の休暇が取得できます。
	妊婦通勤時間	母子手帳等の交付から妊娠出産休暇に入るまで、原則、勤務の始めと終わりにそれぞれ30分の休暇が取得できます。
育児中	育児時間	子供が1年3か月になるまでの間、原則、1日2回(それぞれ45分以内)の休暇が取得できます。
	出産支援休暇	出産直前から出産日の翌日までのいずれかから2週間以内で2日以内の休暇が取得できます。
	育児参加休暇	出産日の翌日から1年間までの期間に5日以内の休暇が取得できます。 ※養育の必要がある子がいる場合は、出産予定日の8週間前から出産後1年間まで取得できます。
	子どもの看護休暇	子供の看護等を必要とする場合に、子供が12歳に達する日(小学校修了した日)以後の3月31日までの期間で1年間(1暦年)に5日以内の休暇が取得できます。
その他	慶弔休暇	職員が結婚した場合又はパートナーシップ関係となった場合には7日間、職員の関係者が亡くなった場合には、職員との関係性に応じた日数の休暇が取得できます。
	夏季休暇	7月1日から9月30日までに5日間の休暇が取得できます。(令和4年度は6月16日～11月30日まで拡大)
	長期勤続休暇	勤務が15年に達する場合は、2日以内、25年に達する場合は5日以内の休暇が取得できます。
	短期の介護休暇	配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等以内の親族で介護を必要とする場合に、1年間(1暦年)に5日以内の休暇が取得できます。

※上記以外にも災害休暇、ボランティア休暇などの特別休暇があります。

子育てなどで利用できる休暇等を教えて！

	妊娠中	0歳～	1歳～	2歳～	3歳～	小学生
女性職員	妊娠症状対応休暇(有給)					
	母子保健健診休暇(有給)					
	妊婦通勤時間(有給)					
	産前は6週間以上	妊娠出産休暇(有給) 産後は8週間以上(産前、産後で16週以内)				
女性・男性職員			育児時間(有給)	1歳3か月まで		
			育児休業(無給) ※育児休業手当金あり(限度あり)		3歳まで	
			育児短時間勤務(勤務時間に応じた給与を支給)		小学校就学前まで	
			部分休業(休業時間分を減額して給与を支給)		小学校就学前まで	
			子どもの看護休暇(有給)		小学校終了の3/31まで	
			時差勤務			
男性職員			出産支援休暇(有給)	出産直前から出産日の翌日までのいずれかから2週間以内		
			育児参加休暇(有給)	出産日の翌日から1年間までの期間に5日以内の休暇を取得できます ※養育の必要がある場合は、出産予定日の8週間前から取得可		

※出産支援休暇、育児参加休暇は、女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能です。

育児休業はどんな制度？

3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで休業することができる制度です。(一定の要件あり)

妊娠出産休暇や育児休業を取得する際には、その期間中、代わりとなる教員が配置されるので、安心して出産準備や子育てをすることができます。

年度途中で妊娠出産休暇等に入ることが分かっている場合、最大4か月前倒しで代替教員を任用することができるため、安心して引き継ぐことができます。

詳しくは、右のQRコードの「両立支援ハンドブック」で確認できます。



■ 女性の育児休業の取得状況



東京都教育委員会では**仕事と子育ての両立を応援しています。**

東京都では、社会全体で子供を大切にする気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりを目指し、育休(育児休業)の愛称を「育業」としました。

「育業」は、「**育児のために仕事を休む**」のではなく、「大事な仕事である育児に取り組む」と考えるマインドチェンジを進め、**男女を問わず望む人誰もが「育業」できる社会を目指しています。**

働き方改革の取り組み

学校において、教員が生き生きと働きながら、子供たちと接する時間を確保できるような環境を整備することは、教育の質の向上のためにも大事な事です。

そのため、東京都教育委員会では「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、教員が働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

仕事のサポートを充実させています！

- スクール・サポート・スタッフの配置を大幅に拡充し、教材の印刷や教室等の消毒等必ずしも教員でなくても可能な業務をスタッフが担うことで、教員の負担を軽減しています。
- スクールカウンセラー等の専門スタッフを配置して、きめ細かなニーズに対応しています。
- 統合型校務支援システムの導入を推進し、成績処理や指導要録等の効率的な管理を進めています。



～ 現役の先生から ～

本校には2名のスクール・サポート・スタッフがあります。会議、保護者会等の資料作成、通知表の準備など様々なニーズにこたえてくれ、事務作業の効率化が図れています。スクール・サポート・スタッフがいてくれるお陰で非常に助かっています。

部活動の負担を軽減します！

- 休養日や活動時間の基準を設定するなどして、適切な部活動運営のための体制整備を図っています。
- 専門的な技術指導や休日の大会引率等を行う部活動指導員の配置を拡充し、顧問の負担軽減と部活動の充実を推進しています。



～ 現役の先生から ～

前任の学校では、バドミントン部の顧問をしていました。その際、地域のバドミントンの実力ある方が部活動指導員をしてくださいました。週に2～3回部活動の指導に加え、休日の試合にも同行してくださいました。そのお陰で隙間時間ができ、授業準備や採点の仕事時間に充てるなど時間を有効的に使うことができました。

